

演習Ⅲ

科目ナンバリング SEM-401
必修 2単位

平岡 克行

1. 授業の概要(ねらい)

本演習では、会社法及びその他の商事分野に関する判例研究を行います。

法学部で培った知識と技能を活かし、わかりやすい資料を作成しつつ、報告・とディベートを通じて企業法に対する理解を深めることを目的とします。

主に会社法の判例を扱うことを予定していますが、受講者の希望がある場合や重要な判例が公表された場合には、商法や保険法、金融商品取引法、消費者法、その他の商事分野の判例も取り扱う予定です。前半は調査・報告のしやすい最高裁判例を取り扱いますが、後半は最近の下級審裁判例を扱うかもしれません。

具体的には、以下の様に進めます。まず、履修者全体で各回の報告判例の割当てを行います。報告判例は予め私が決定しますが、なるべく各履修者の要望も反映するようにします。個人又は複数人で報告するかは、履修者の数や学習状況に応じて判断します。報告者は事前に報告資料と判例のコピーを用意し、報告してもらいます。その後は全体で議論を行います。資料を作成する際には、判例の意義や争点、学説、自身の見解、具体的事案の問題点をわかりやすく整理することを重視してもらいます。

2. 授業の到達目標

①商法・会社法学に対する理解を深める。

②判例を読み込み、自ら調査・研究行つて判決の争点・意義を明らかにし、適切な資料を作成しつつ、他者にそれをわかりやすく伝える能力を身につける。

③自身の意見を他者に伝え、議論できるようにする。

3. 成績評価の方法および基準

平常点100%：報告の内容や出席状況、議論に参加する姿勢から総合的に判断する。

4. 教科書・参考文献

教科書

特に指定はしないが、必要な文献等は授業中に適宜指示するため、それらを図書館やデータベース等で入手してもらいます。

5. 準備学修の内容

報告者はレジュメを作成し、しっかりと準備をしたうえで報告に臨んでもらいます。報告内容・作成したレジュメが不十分である場合には、やり直しもあり得ます。

報告を担当しない履修者も予め各回の判例を精読し、関連する法律問題について予習し、議論に参加できるよう準備する必要があります。

6. その他履修上の注意事項

・六法を持参すること。

・履修者は会社法を一通り学習したことがあるという前提で、演習を進めます。会社法を学んだことがない場合、同時進行で履修・学習する必要があります。今期は商法及び消費者法の判例も扱う予定です。

7. 授業内容

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 【第1回】 | ガイダンス① |
| 【第2回】 | ガイダンス② |
| 【第3回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第4回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第5回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第6回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第7回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第8回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第9回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第10回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第11回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第12回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第13回】 | 学生による報告とディスカッション |
| 【第14回】 | 学生による報告とディスカッション(オンライン授業予定) |
| 【第15回】 | まとめ |